



2021年4月16日

各 位

会 社 名 ピクスタ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 古俣 大介  
(コード：3416、東証マザーズ)  
問合せ先 取締役コーポレート本部長 恩田 茂穂  
(TEL. 03-5774-2692)

### 新株予約権（有償ストック・オプション）の無償取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年2月14日公表の「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」及び2018年3月2日公表の「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行内容確定に関するお知らせ」の通り発行した第14回新株予約権が行使条件を満たさなくなったため、残存する当該新株予約権の全部を無償で取得し、これを消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取得及び消却する新株予約権の内容

(1) 残存する新株予約権の数	427個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 42,700株
(3) 新株予約権の割当対象者	当社取締役及び当社従業員
(4) 新株予約権の権利行使価額	1株当たり1,530円
(5) 取得する新株予約権の数	427個
(6) 新株予約権の取得価額	無償
(7) 消却する新株予約権の数	427個

#### 2. 新株予約権の取得及び消却の理由

当該新株予約権の発行要項に記載する行使条件（以下に抜粋）を満たさなくなったため、当社が、当該新株予約権の取得条項に基づき、残存する当該新株予約権の全部を無償で取得し消却するものであります。

<当該新株予約権の行使条件の一部抜粋>

新株予約権者は、平成30年12月期から平成32年12月期までのいずれかの期の売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで行使することができる。

（a）売上高が3,700百万円を超過した場合 行使可能割合：30%

（b）売上高が4,200百万円を超過した場合 行使可能割合：40%

（上記（a）と合わせて70%）

（c）売上高が4,700百万円を超過した場合 行使可能割合：30%

（上記（a）及び（b）と合わせて100%）

3. 新株予約権の消却日（予定）

2021年5月7日

4. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響は軽微であります。

以上